

日本一の鯉が棲むまち

広報 やすだ

11
平成30年(2018年)
No.635

人口・世帯状況 30年9月末時点(前月比)			
男	1,326人(±0)	女	1,392人(-3)
合 計	2,718人(-3)	世帯数	1,294世帯(-1)

平成30年(2018)11月 1 日発行

編集・発行 〒781-6421 高知県安芸郡安田町役場 地域創生課 ☎0887-38-6713

ホームページ <http://www.town.yasuda.kochi.jp/home.htm>

FAX0887-38-6780

安田町イメージキャラクター
「安田朗」
あんだろう



©安田町



- ②③ 平成29年度決算概要
- ⑤～⑫ 安田町人事行政の運営等の状況
- ⑭ 竹本美園浄瑠璃公演
- ⑰ 安田町補助事業・福祉サービス等一覧
- ⑳～㉓ 議会だより

平成29年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。

そこで、今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました平成29年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

平成29年度の一般会計は、平成28年度からの繰越事業を合わせた最終予算額30億7,431万5千円に対して、歳入総額が28億5,503万3千円、歳出総額が、28億1,057万6千円となり、歳入歳出差引で4,445万7千円の黒字となりましたが、このうち、平成29年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、3,084万7千円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で1億8,368万5千円(6.04%)の減、歳出で1億3,408万4千円(4.55%)の減となっています。これは、退職手当負担金や国土地籍調査費などの減少や、建設工事費が減少したことに伴い決算額も減額となったためです。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額9億1,562万円に対し、歳入が9億178万5千円、歳出が8億9,256万7千円で、歳入歳出差引921万8千円となっています。



町道唐浜西北線



町道西ノ久保野田川線

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,030,270円

(平成30年3月31日現在住基人口:2,728人)

議 会 費 17,679円 	総 務 費 210,059円 	民 生 費 167,854円 	衛 生 費 94,386円 	農林水産業費 80,779円 	商 工 費 16,338円
土 木 費 79,166円 	消 防 費 53,026円 	教 育 費 64,058円 	災害復旧費 1,940円 	公 債 費 112,577円 	諸支出金等 132,408円

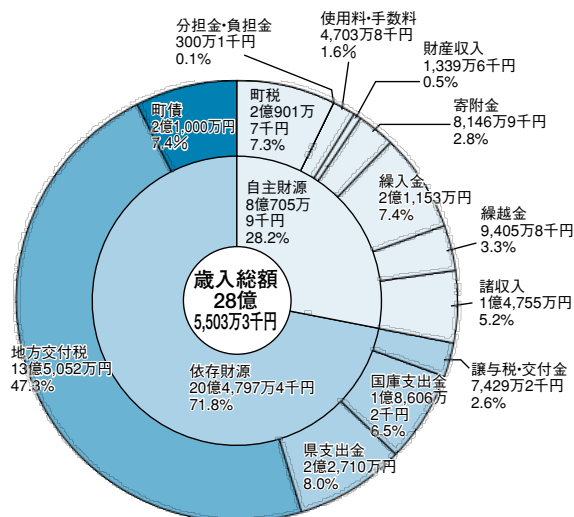
(歳入)

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額8億705万9千円で、前年度対比で1億2,752万8千円増加しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額20億4,797万4千円で、前年度対比で3億1,121万3千円減少しました。

依存財源のうち、歳入全体の約47%を占める地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて13億5,052万円で3,294万7千円(2.4%)の減額となっています。

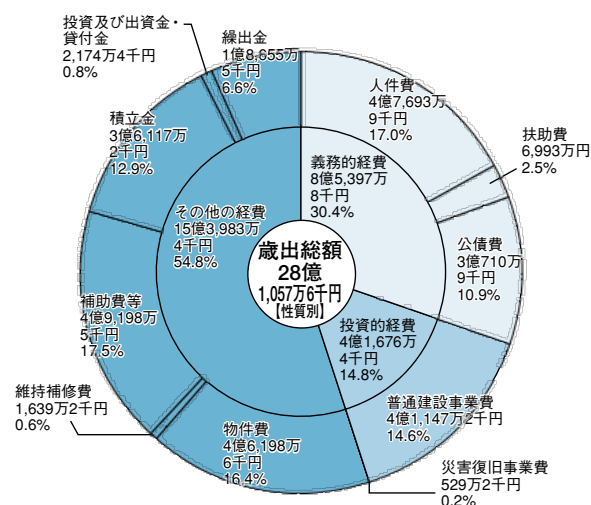
このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして発行される臨時財政対策債が前年度とほぼ同額の5,870万円となったことや、財政調整基金を7,000万円取り崩したことから、総額では平成29年度は、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は2,390万4千円増加しました。



(歳出)

平成29年度に使われたお金の内訳を見ますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は8億5,397万8千円で、歳出全体に占める割合は30.4%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は3億710万9千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことにより前年度比で2,883万円増加しています。

道路改良や防災対策などのまちづくりに使われる経費は、4億1,147万2千円で、前年度比で2億243万2千円減少しています。



◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進め、「安心・安全で活気のある協働のまち やすだ」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

公会計整備支援事業	561万円
ふるさと納税推進事業	5,902万円
移住促進住宅整備事業	2,452万円
国土地籍調査事業	7,789万円
高知東部交通車両購入補助事業(明許含む)	1,443万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	1,834万円
町社会福祉協議会補助事業	1,138万円
国民健康保険特別会計繰出金	5,360万円
児童手当支給事業	2,241万円
認定こども園運営事業	3,439万円
臨時福祉給付金支給事業(明許)	1,217万円

○衛生費

廃棄物収集運搬委託事業	1,392万円
合併処理浄化槽設置事業	207万円
簡易水道事業特別会計繰出金	3,460万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	2,763万円
産地パワーアップ事業	1,635万円
燃料タンク対策事業	1,346万円
肉用牛導入資金供給事業	2,045万円
有害鳥獣対策事業	416万円
海岸保全施設長寿命化計画策定事業	372万円
農業用水路改修工事(明許)	3,157万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	530万円
キャンプ場堤防整備工事	496万円
観光パンフレット作成	285万円

○土木費

町営住宅別所団地屋上防水塗装工事	374万円
町道維持・舗装補修工事(明許含む)	3,174万円
町道唐浜西北線改良工事(明許含む)	3,196万円
町道井ノ岡線改良工事(明許含む)	3,883万円

○消防費

消防積載車整備事業	2,430万円
業務継続計画策定事業	318万円
津波避難路整備工事	1,083万円
避難誘導灯整備工事	562万円
木造住宅等耐震対策事業	1,046万円

○教育費

外国青年招致事業(ALT)	415万円
教育分野情報セキュリティ強化対策事業	907万円
歴史観光資源等強化事業	1,727万円

○公債費

約定償還元金	2億8,445万円
約定償還利子	2,265万円

○諸支出金

財政調整基金積立金	4,021万円
分水対策基金積立金	6,737万円

平成29年度安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり平成29年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の平成29年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものではありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は、昨年度と同比率の3.1%のままで、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0%を大きく下回っています。過去の大型事業等に対する地方債の償還が順次終了していることや、計画的な繰上償還の実施により、本町の財政は引き続き健全な状態を保っていますが、今後は過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、比率の上昇が予想されます。自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

(単位：%)

健 全 化 判 断 比 率					資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	— (-2.02)	— (-2.61)	3.1	— (-133.8)	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—	20.00

※実質公債費比率は精査中であり、今後変更する可能性があります。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『-』と表示しています。

※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。

※将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能財源(基金等)が上回っているため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『-』と表示しています。

※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは

地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは

公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは

地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは

地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは

公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免および職員数の状況

(1) 採用者数

平成29年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	
					うち女性	
一般行政職	0人	2人	1人	0人	3人	2人

(2) 退職者数

平成29年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨・早期希望退職	その他	計	
				うち女性	
一般行政職	0人	0人	4人	4人	1人

(3) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（平成30年4月1日現在、単位：人）

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		平成29年度	平成30年度		
一般行政部門	議会	1	1		
	総務	14	14		
	税務	3	3		
	労働				
	農水	7	6	△1	業務内容の見直し
	商工	1	2	1	〃
	土木	2	2		
	民生	12	13	1	配置の見直し
	衛生	4	4		
	計	44	45	1	
特別行政部門	教育	11	12	1	配置の見直し
	警察 消防	11	12	1	
公営企業等部門	病院				
	水道	1	1		
	交通				
	下水道 その他	1	1		
	計	2	2	0	
合計		57 (65)	59 (65)	2	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。

2 () 内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	4人	2人	7人	5人	8人	12人	6人	7人	2人	3人	1人	59人

2. 職員の給与の状況

(1) 給与の決定の仕組み

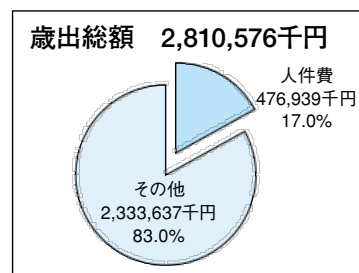
町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国及び県に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国及び県に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

(2) 人件費の状況（一般会計決算）

平成29年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

(注) 人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当および共済組合負担金などです。



(3) 職員給与費の状況（一般会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当(扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特勤勤務手当等)からなっており、平成29年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
55人	174,950千円	18,914千円	68,634千円	262,498千円	4,773千円

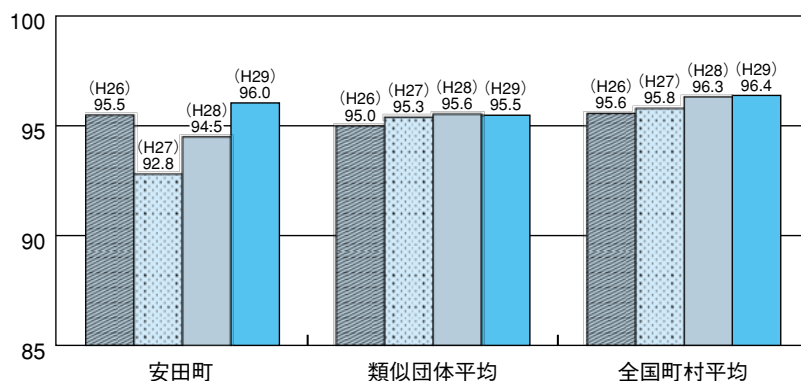
(注) 1 職員数は、平成29年4月1日現在の職員数です。

2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(4) ラスパイレス指数の状況

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

①給料表の見直し 平成29年4月1日実施

町はこれまで、高知県が地域の民間との均衡を図るため、独自に水準調整した給料表に準拠してきており、また、給与制度の適正な運用に努めてきていること、国家公務員の給与水準を下回る水準にあることから県準拠としましたが、県準拠であることが総合的見直しを行わないこととの理由にはならないとの判断により実施することとしました。

(6) 一般行政職給料表の状況

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
最高号給の給料月額	247,100	303,800	349,600	380,600	392,600	409,800

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

(注) 1 「平均給与月額」

とは、給料月額
と毎月支払われ
る扶養手当、住
居手当、時間外
勤務手当などの

すべての諸手当の額を合計したものです。

2 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

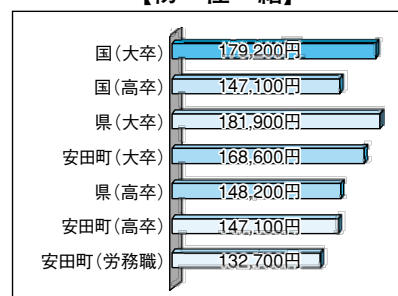
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安田町(一般行政職)	38.5歳	284,898円	308,139円	306,588円
高知県(一般行政職)	42.6歳	320,855円	386,524円	342,384円
国(一般行政職) (H29.4.1時点)	43.6歳	330,531円	— 円	410,719円

(8) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区 分		安田町	県	国
行 政 職	大学卒	168,600円	181,900円	179,200円
	高校卒	147,100円	148,200円	147,100円
技能労務職	高校卒	132,700円	150,300円	144,500円

【初 任 給】



(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

(注) 1 [] 内は、経験年数区分に該当職員
がないため、直近の職員の状況を記
載しています。2 経験年数とは、採用前に民間企業な
どに勤務した期間がある場合は、その
期間を換算し、採用後の勤務期間に加
算した年数をいいますが、学校卒業後
直ちに採用された場合は、採用後の年
数をいいます。

区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
行 政 職	大学卒	234,600円	[14年] 285,700円	323,800円
	高校卒	— 円	[18年] 297,700円	[21年] 344,000円
技能労務職		— 円	— 円	[22年] 259,400円

(10) 町職員の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	標準的な職務分類 (内容)		職員数	構成比	うち 一般行政職
行 政 職	1 級	議会書記、主事、保健師、教育委員会主事、社会教育主事、保育教諭	13人	22%	9人
	2 級	議会書記、主査、保健師、農地主事、教育委員会主査、社会教育主事、保育教諭	9人	15%	6人
	3 級	議会書記、主幹、保健師、専門員、農地主事、教育委員会主幹、社会教育主事、保育教諭	11人	19%	7人
	4 級	議会書記、係長、主監、保健師、会計管理者、主任専門員、農地係長、教育委員会係長、教育委員会主監、保育教諭	6人	10%	5人
	5 級	議会局長、会計管理者、課長補佐、主監、支所長、専門監、農地主監、教育次長、教育委員会課長、公民館長、教育委員会主監、副園長、園長	9人	15%	6人
	6 級	議会局長、会計管理者、課長、支所長、振興監教育次長、園長	8人	14%	8人
単 独 職	1 ～ 3 級	調理員	3人	5%	—

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員及び県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,336千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,570千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.85月分 （0.65月分）（0.40月分） 12月期 1.375月分 0.95月分 （0.80月分）（0.45月分） 計 2.60月分 1.80月分 （1.45月分）（0.85月分） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有	（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 6月期 1.20月分 0.75月分 （0.64月分）（0.375月分） 12月期 1.35月分 0.80月分 （0.735月分）（0.40月分） 計 2.55月分 1.55月分 （1.375月分）（0.775月分） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有	（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月分 0.85月分 （0.65月分）（0.40月分） 12月期 1.375月分 0.95月分 （0.80月分）（0.45月分） 計 2.60月分 1.80月分 （1.45月分）（0.85月分） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 有

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（平成30年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町	国・県
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 10,187千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（平成29年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		0%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額 400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額 400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額 400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額 400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（平成29年度決算）	7,348千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	175千円
支給実績（平成28年度決算）	8,306千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	189千円

⑤その他の手当（平成30年4月1日現在）

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500円 子 〃 10,000円 上記以外の扶養親族 〃 6,500円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算)	同じ		4,484千円	194,957円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額 月額 12,000円 最高支給限度額 〃 27,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間 〃 1の1/2	同じ		1,781千円	161,864円
通勤手当	支給要件 通勤距離片道2km以上 2km～5km未満 月額 2,000円 5km～10km未満 〃 4,200円 10km以上 〃 7,100円	異なる	1.交通機関等利用者 運賃等相当額が月額56,200円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者 2～5km未満3,300円から最高36,800円(片道65km以上)	932千円	44,371円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員 月額 33,200円 職務の級が5級の管理職員 〃 27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額 の100分の25を超えない範囲	4,973千円	331,493円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給 職員に応じて定額 1回 4,000円～10,000円 (6時間を超える場合は加算有) 管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 職員に応じて定額 1回 2,000円～5,000円	同じ		586千円	36,625円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外または休日等に宿日直勤務した場合に支給 1回 4,200円	同じ		0千円	0円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。

※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。

※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。

※管理職手当：管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。

※管理職特別勤務手当：管理又は監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

(平成30年4月1日現在)

区 分		給料月額等	区 分		給料月額等
給 料	町 長	705,000円	期 末 手 当	町 長	(平成29年度支給割合)
	副 町 長	610,000円		副 町 長	
	教 育 長	565,000円		教 育 長	
報 酬	議 長	236,000円		議 長	6月期 1.40月分
	副 議 長	195,000円		副 議 長	12月期 1.65月分
	常任委員長	185,000円		常任委員長	計 3.05月分
	議 員	170,000円		議 員	加算措置 有
退職手当	町 長	(算定方式) 給料×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,100,000円		(支給時期) (任期毎)
	副 町 長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円		(任期毎)
	教 育 長	給料×在職年数×250/100	5,650,000円		(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

(3) 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア 厚生労働省令で定められた疾病

疾病等にかかっている期間

イ ア以外の疾病または負傷

医師の証明等により必要最小限の期間

ウ イのうち、公務によらない結核性疾患

1年以内

エ イのうち、公務によらない私傷病

引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）取得できる期間は、6カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）1年において、30日を超えない範囲で、1日または1時間単位で取得することができます。

（4）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4. 職員の分限および懲戒処分状況**（1）分限処分**

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職及び休職があります。

○平成29年度分限処分状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または 指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死 不明または所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

（2）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

①平成29年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

②平成29年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

5. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

平成29年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区 分	平成29年	平成28年
平均取得日数	11.5日	10.5日
消 化 率	30.6%	27.4%

(2) 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

平成29年度中に新たに育児休業を取得した職員は1名です。

②部分休業

平成29年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

平成29年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

平成29年度も、職員が現在ついている職および将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮および増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

- ・定期健康診断受診者 52名（うち人間ドック受診者44名）

(2) 福利厚生事業の状況

内 訳		金 額	備 考
負担 分費	定期健康診断委託料および人間ドック	212千円	受診者1人当たりの公費負担額 5,572円
	互助会への負担額	1,109千円	職員1人当たりの公費負担額 18,478円
	計	1,321千円	
互助会への職員負担額		1,109千円	互助会への公費負担率 50%

- ※1.互助会とは、（一財）高知県市町村職員互助会（共同互助会）のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。
- 2.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成および保養施設利用助成の3つがあります。

(3) 公務災害補償の状況

- ・認定件数 0件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・係属事案はなく、平成29年度に新たな措置要求はありません。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・係属事案はなく、平成29年度に新たな不服申立てはありません。

平成29年度の公文書公開などの 実施状況をお知らせします

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の件数をお知らせします。

○情報公開制度の実施状況

1. 公文書の開示請求及び処理状況

区 分		件数
請求件数		6
処理 状況	公開	4
	部分公開	1
	非公開	0
	不受理	1

2. 請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	5件

○個人情報保護制度の実施状況

平成29年度中の安田町個人情報保護条例に基づく、開示請求等はありませんでした。

11月の「町長中山支所勤務日」 及び「町長室開放日」について

町民の声がしっかり届く、町民の目線に立った、町民と共に歩くまちづくりを進めるため、毎月1回「町長の中山支所勤務日」と「町長室開放日」を設けています。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さまのご意見をお聞かせください。

◆中山支所勤務日 **11月22日(木)** ◆町長室開放日 **11月26日(月)**

◎基 準 時 間 午前10:00から12:00まで / 午後 2:00から 5:00まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

広告募集！「安田町暮らしの便利帳」を作成します。

役場での各種手続きや生活に役立つ行政情報・地域情報を掲載した「安田町暮らしの便利帳」を（株）サイネックスと官民協働により作成し、3月に発行を予定しています。

この便利帳は、4月に町内全戸配布を予定しており、印刷・製本費用は広告料で賄われます。

広告主募集のため、（株）サイネックス担当が事業所などを訪問しますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先 役場地域創生課 ☎38-6713 FAX 38-6780
（株）サイネックス徳島支店 ☎088-623-0530



竹本美園浄瑠璃公演



10月13日、安田まちなみ交流館・和で「竹本美園^{たけもと みその}浄瑠璃公演」を開催しました。この催しは、同日から開催している志国高知幕末維新博の新企画展「安田に生まれ、大阪文楽に明星と輝いた六世 竹本^{たけもと}土佐太夫^{とさだゆう}の軌跡」展のオープニングイベントとして、現在県内でただ一人、土佐の浄瑠璃を継承する竹本美園さんをお迎えして開催したものです。

今回は、明治・大正期に竹本土佐太夫も演じた「傾城阿波の鳴門^{けいせいあわなると}」の「巡礼歌の段^{じゆんれいうただん}」というお話で「ととさまの名は…」で有名なセリフがでてくる演目を演じていただきました。我が子を思う愛情と葛藤が臨場感たっぷりの語りと三味線で表現される浄瑠璃の世界に、

満席となった会場は引き込まれ、静かに聴き入っていました。

浄瑠璃の後は、美園さんから浄瑠璃や三味線などの説明、浄瑠璃との出会いなどのトークで会場を楽しませ、来場者からは質問も出るなどして、終始和やかなムードで公演を終えました。

新企画展は、平成31年3月24日（日）まで開催しています。（毎週火曜休館日）

また、今後も下記のとおり関連イベントを企画していますのでぜひご来場ください。

☆11月23日（金・祝） 月琴奏者の山崎はるかさんによる「月琴演奏会」

会場 安田まちなみ交流館・和 時間 14:30～15:15

☆平成31年3月21日（木・祝） 文楽協会による「六世 竹本土佐太夫追善 文楽公演」

会場 町文化センター 時間 14:00～15:30



9月21～30日にかけて秋の全国交通安全運動が実施されました。

同運動期間中は、子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止等、4つの重点目標を掲げ、広報車による巡回や街頭指導などの啓発活動が行われました。25日に県道で実施されたドライバーサービ

スには、安田さくら園きりん組の園児も参加し、園児が交通安全の願いを込めて作った折り鶴のお守りや交通安全啓発チラシをドライバーに手渡し、安全運転を呼びかけました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

平成30年秋の交通安全運動

安田さくら園児も安全運転を呼びかけ



中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.16～



日本遺産

日本遺産
Story #051

日本遺産サミットin高岡に参加！

9月22日、富山県高岡市で全国各地から日本遺産に認定された67地域が集まる、年に一度の日本遺産の祭典が開催され、中芸日本遺産協議会も参加してきました！

置いてある展示物に自由に触れる、「触れる展示」には「黄ゆず」を展示し、全国の歴史や文化を五感で味わえる「クラフト体験」では、ゆずを使った石鹸とバスソルト作りをしました。たくさんの参加があり、中でも子どもたちがいろいろな香りを混ぜ合わせたりしながら楽しんでくれました。さまざまな人が行き交うなか、どちらの会場でも爽やかなゆずの香りが漂い、訪れた方々を癒やしていました。

来年は高知県が日本遺産サミット会場となっています。高知で日本全国の文化を体験できるまたとない機会であり、中芸地域の魅力を全国に発信するチャンスでもあります。中芸の日本遺産も来る日のために、力をつけていく必要があります！



第2回 ゆず鉄S 開催中！

中芸の魅力をギュ——ッと詰め込んだイベント「ゆずFeS」が開催中です！9月22日に開催された、世界に一本の魚梁瀬杉ギターで行うコンサート「魚梁瀬杉の歌がモネに響く夜。」を皮切りに2か月間にわたって、合計22の心ひかれるプログラムがスタートしています。まだ知らない中芸地域の魅力を一緒に体感しに来てください！プログラムの詳細については役場や観光施設にある「ゆずFeS」ガイドブックほか下記ホームページ、フェイスブックにて配信中です！



ゆず鉄S であなただけのイベントをつくろう！

ゆずフェスというイベントをご存知でしょうか？中芸地域の資源を使った、小さなプログラムを短期間であつめて開催します。過去には「こんにやくづくり体験」や「ダム見学ツアー」など中芸の魅力を詰まったプログラムを開催しています。あなたのやってみたいことはありませんか？「第3回ゆずフェス」が来年2月～3月に開催することが決まっています！誰でも自分だけのプログラムをつくるのが出来ます！お気軽に下記までご連絡ください。

問い合わせ先：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局

(中芸広域体育館内) ☎30-1865

FAX30-1866

E-mail yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp

HP <http://yuzuroad.jp/> 「ゆずとりんてつ」で検索

facebook

Facebook が
新しくなりました。
ログインはこちらから→





安田朗の動き ～9月・10月～



9月29日と30日の2日間、東京都西日暮里で開催された、「こうち食堂～やすだじかん～」に参加しました。

昼の部、夜の部ともに店内は満席で、多くのにぎわいを見せていました。

「こうち食堂」で提供された料理は、安田川の鮎、ゆず酢を利かせた田舎寿司、かつおのたたきなど、安田町・高知県の食材を使っていて、来店された方からは「初めて食べる食材やメニューで新鮮だった。おいしい!」「野菜がとても甘くてびっくりした」などの感想が聞かれました。

安田朗も、ナス、トマト、ユズの衣装で店内に登場し、安田町の特産物やふるさと納税、観光PRを行いました。

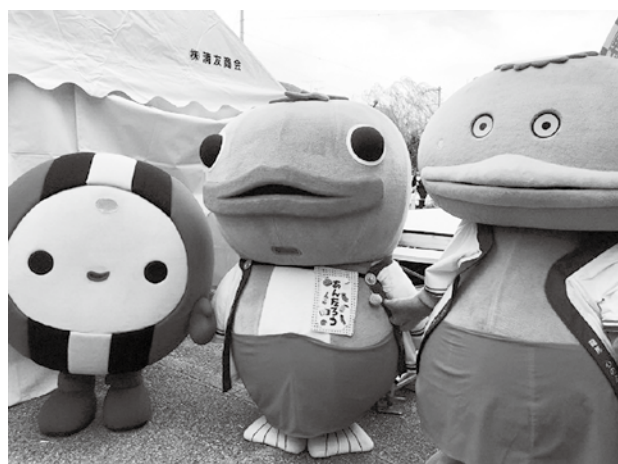


また10月21日、22日は滋賀県で開催された、西日本最大のキャラクターイベント、ご当地キャラ博 in 彦根に参加しました。

このイベントへの安田朗の参加は初めてでしたが、グリーティングの時間は多くの方々に囲まれ、子どもから大人まで、たくさんの方に「あんたろう君かわいい」「やっと会えたね」と声をかけていただきました。

ステージでは一緒に高知県から来た仲良しのなるまちゃん、埼玉県志木市のカパルさんと一緒に高知県や安田町のPRをし、高知の夏の風物詩「よさこい鳴子踊り」を披露しました。

安田町の販売ブースも多くの方でにぎわい、全国から集まった来場者へ幅広く安田町・安田朗を知ってもらうことができました。



ふるさと納税寄附者の皆さんからの応援メッセージを紹介します

平成30年9月の
応援メッセージ

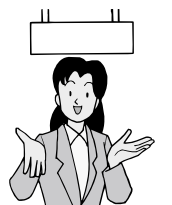
- ふるさと納税が地域の活性化につながっていることをうれしく思います。
- 安田朗くんが日本中のイベントに行けて安田町のPRができますように！
- 高知県はいつも台風が来て大変かと思いますが、頑張ってください！応援しています。
- 今年は猛暑や台風が直撃して大変でした。災害対策や避難所の増設、エアコン設置に活用していただきたいです。
- ふるさと納税が少しでも手助けになれば幸いです。
- 健やかな子どもが育つ社会を目指す活動を応援します。
- 南海トラフ心配です。少しでも防災に役立てていただければと思います。
- 主に森林保全に役立ててください。
- お米5kgと野菜が届くのを楽しみにしています。次回も寄付したいと思います。ぜひ頑張ってください。
- おいしいお米、楽しみにしています。
- ふるさと納税で初めて知った町ですが、ぜひとも応援したくなりました。
- 昨年に続き、今年も安田町へふるさと納税します。安田町とキャラクターが、より有名になりますように。
- 高知大好きです。頑張ってください。
- 日本の第一次産業がこれからも発展し続けていかれるように応援したいと思います。
- 今回の寄付金を地元の活性化に役立てていただければ幸いです。いつか安田町にお伺いできればと思います。
- 四国はまだ行ったことがありませんが、今回こちらの様子をネットで拝見して、自然豊かな土地柄が素晴らしいと感じました。今後足を延ばして行ってみたいと感じました。
- おいしいお米を作ってください。
- 自然と人とが、いつまでも調和のある町で、あり続けるように応援をしたいです。
- 災害に負けないで。
- うまい米作りを頑張ってください！
- 子どもから大人、高齢者の健康には体育。体の健康、心の健康、必要だと思います。頑張ってください。おいしいお米楽しみにしています。
- より良い環境づくりに！
- 豊かな自然が残せるよう応援します。
- 地方創生のお手本になってください。
- 自然豊かな町を応援しています。
- 将来の子どもたちに自然環境を大切にしていきたいと思います。
- 小さな町から良き伝統を、全国へ発信してください！
- 農業出身なので農業に頑張ってほしいです。
- おいしいお米を楽しみにしています。安田町の発展を祈ります。



国民健康保険税 第5期分
後期高齢者医療保険料 第5期分

納期限日

11月30日



つれ づれ 徒然ながやま



安田町ふるさと応援隊・11月のお便り

～中山はどんどん元気になりゆうで～



安田小学生の小川獅子舞学習

9月13日、集落活動センターなかやまで安田小3年生が「小川獅子舞」の学習会を行いました。今年も講師として三谷克彦さんをお招きし、小学生たちの獅子舞や盆の舞を伝授していただきました。子どもたちも初めて見る獅子舞にとっても興味を示し、楽しく授業を受けていました！小川地区に残る伝統芸能を、今後も子どもたちに引き継いでもらいたいですね。



☆コミュニティカフェ・よってん屋の営業日☆

よってん屋の11月の開催は、27日(火)です。
(今月で年内の営業は終了です。)

お気軽にお越しください。営業時間10:00～15:00

☆中山健康教室開催中☆

内容は「ピラティス」という健康体操です。

ドイツ人の看護師さんが考えたエクササイズで年齢や運動経験に関係なく、どなたでも安心して行える運動です。日程は11月19日(月)、時間は19:00～20:00まで。場所は集落活動センターなかやまの活動室です。参加費は無料、運動のできる服装で、床に敷く用のバスタオルや運動後の飲み物等を持参してください。

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、

☎30-1750、FAX30-1826までお気軽に！ ^o^

Find us on
Facebook

第8回 高知東海岸グルメまつり&鉄道の日

10月6日、7日の2日間、安芸タイガース球場駐車場で「第8回高知東海岸グルメまつり&鉄道の日」が開催され、東部各市町村自慢の特産食材を使った料理の屋台が並び、大勢の方でにぎわいました。

安田町のブースでは、味工房じねんの鮎寿司や田舎寿司、輝るぽと安田・土佐の元気市の龍馬めしや生パスタのほか、中里婦人部が作る焼き肉のたれ、中山を元気にする会の山芋入りクッキーやシフォンケーキなどを販売しました。

来場された方からは、「鮎のお寿司を食べられてうれしい」「龍馬めしは山椒が利いていておいしい」「ふるさとまつりでも楽しみにしています」といった声も聞かれ、大変好評でした。



柚子酢のきいた田舎寿司が大好評！

平成30年度 安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介をした、町補助事業・福祉サービス等について、現在も受け付けをしている事業、新しく追加された事業を紹介します。

・防災、減災（南海トラフ地震対策等） 問い合わせ先：役場総務課 ☎38-6711

事業名	内 容	対 象
安田町家具転倒・ガラス飛散等防止対策推進事業	1世帯につき、上限10千円として金具等購入費を補助し、最大4台まで取付サポートを実施する 1世帯につき、上限12千円としてフィルム購入費を補助し、最大6㎡まで貼付サポートを実施する ※購入から取付までを委託により実施するので、申請者は町への申請のみ	町内に居住する全世帯
火災報知器設置事業	住宅用防災警報器を購入、設置する費用に対し上限5千円の補助を行う	平成30年4月1日において65歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方

・移住、太陽光発電 問い合わせ先：役場地域創生課 ☎38-6713

事業名	内 容	対 象
U・Iターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U・Iターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方
新 空家活用促進事業	町と中期にわたって持ち家の賃貸借契約を締結し、町が改修を実施したうえで、移住・定住者向け住宅として貸し出す	空家を活用し、移住・定住希望者に住居を提供しようとする方
太陽光発電システム設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満で、キロワットあたり100千円、上限500千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等） 問い合わせ先：役場町民生活課 ☎38-6712

事業名	内 容	対 象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成(チケット500円券14枚綴り)	4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方(平成30年度事業については対象者に通知済み)
老人日常生活用具等普及事業	防火関係の用具を給付 (品目:電磁調理器、火災報知器、自動消火器) 老人福祉電話機を貸与	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置(貸与、利用料は無料)	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)昼食の弁当を自宅に配達(一食400円、副食おかずのみは300円)	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給(月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給)	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居宅を訪問して理美容サービスを提供(出張費の助成)利用回数:年間6回まで(散髪代は自己負担)	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生 問い合わせ先：役場町民生活課 ☎38-6712

事業名	内 容	対 象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う(設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります)	町内で合併浄化槽を設置する方

健康手帳

インフルエンザを防ぎましょう！

◇インフルエンザを知ろう！

インフルエンザは風邪とはまったく別の病気。毎年約1,000万人が感染しており、注意が必要です。

インフルエンザにかかると、合併症を招き、持病の悪化を招いたりする恐れもあります。

*症状が重くなりやすい方

- ▷子ども
- ▷高齢者
- ▷慢性疾患を持っている方
(喘息、慢性閉塞性肺疾患、心臓病、糖尿病など)
- ▷妊婦

・風邪とインフルエンザの違い

	風邪	インフルエンザ
症状	鼻水やのどの痛みなどの局所症状。	38℃以上の発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状。
流行の時期	一年を通しひくことがあります。	1月～2月に流行のピーク。 ただし、散発的に流行することもある。



◇インフルエンザの予防法！

①予防接種を受ける！

インフルエンザの予防接種（ワクチン）を受けると、インフルエンザにかかる可能性を減らし、発症しても重症化の予防に役立ちます。

免疫ができるまでに2週間～2カ月かかるので、流行シーズン前に、かかりつけの医師と相談して、接種しましょう。

ワクチンの効果が持続する期間は、一般的には5カ月ほどといわれています。また流行するウイルスの型も変わるので、毎年、定期的に接種することが望まれます。



②ウイルスを体内に入れない！

2つのウイルス感染ルートがあります。

1. ウイルスを吸い込む…

感染者のせき・くしゃみの飛沫（しぶき）に含まれるウイルスを鼻や口から吸いこむことで感染します。

せきは約2メートル、くしゃみは約3メートルも、しぶきが飛ぶといわれています。

2. ウイルスに触れて、体内に取り込む…

ドアノブなど、ウイルスのついてるものに触った手で目や鼻、口などの粘膜に触れることで、ウイルスが体内に侵入！感染します。



インフルエンザの感染を防ぐために、この2つの経路を絶ちましょう！

人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗い、うがいを心がけましょう！

アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的！

普段から栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めておくことも効果があります。



■比較的高速に38℃以上の発熱があり、せきやのどの痛み、全身の倦怠感や悪寒、関節痛を伴う場合は、インフルエンザ感染の疑いがあります。こういった症状がある場合は早めに医療機関を受診しましょう！

— 高知大学医学部看護学科だより —

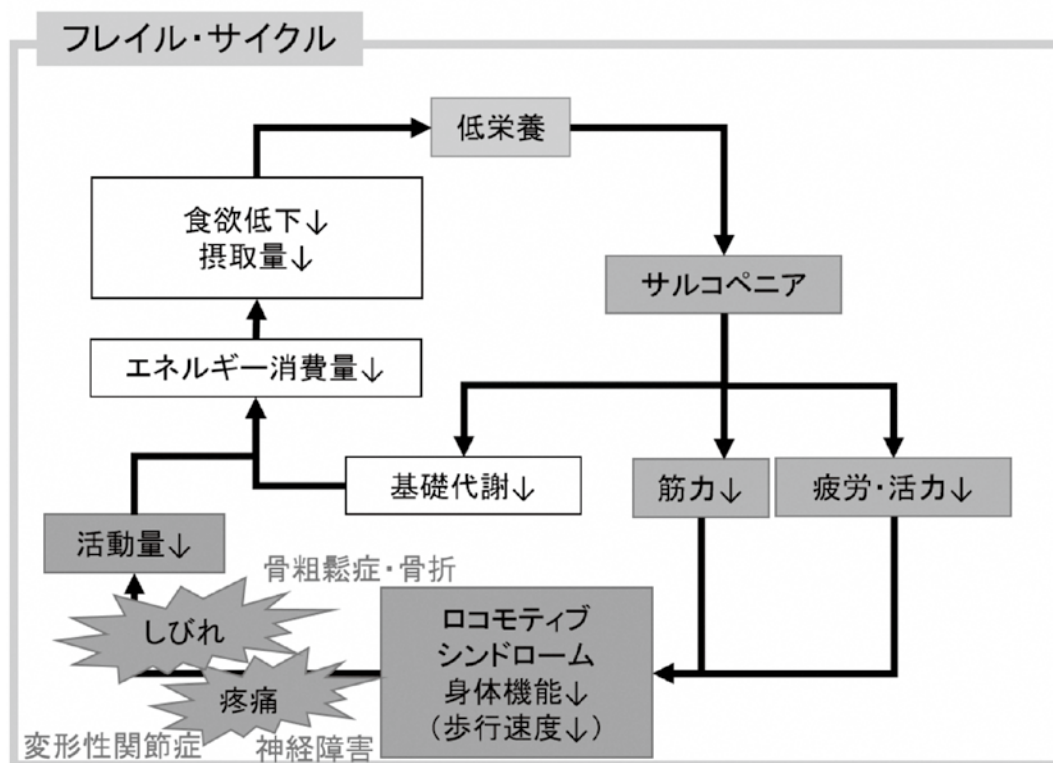
要介護にならないために「フレイル」を予防しよう！

高齢者の方の生活や生命の低下となるきっかけとして、①**歩く力**、②**排泄する力**、③**食べる力**という3つの力の低下があるといわれています。昔から言う「老化は足から」というのは、現在の医学でも変わらない事実です。

最近では3つの力の低下を説明する考え方として、3つの用語が用いられるようになっていきます。

用語	意味
サルコペニア	加齢に伴って筋肉が減少する病態
ロコモティブシンドローム	骨・関節・軟骨・椎間板・筋肉といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり“立つ”、“歩く”といった機能が低下している状態
フレイル	加齢に伴う症候群として、多臓器にわたる生理的機能低下やホメオスタシス（恒常性）低下を基盤として、種々のストレスに対して身体機能障害や健康障害を起こしやすい虚弱な状態

特に「フレイル」は、尿路感染や肺炎などのちょっとした体調悪化が要介護につながるといわれ、介護を予防する上で重要な要素と考えられています。図のように「歩く力」の低下が「食べる力」を低下させ、低栄養の状態がさらに「歩く力」を落とすという、フレイル・サイクルの悪循環をどこかで止めることが大事だといわれています。



「フレイル」の予防には、①**適切な治療を選択すること**、②**運動習慣を続けること**、③**食事をしっかりとることが大切**です。

今年も高知大学医学部看護学科の学生が安田町で実習をさせていただきました。今年の学生は、「運動すること」と「食

納めた国民年金は 全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成30年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。）

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。

お申し込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約は、南国年金事務所へ電話・訪問時にお申し込みください。

南国年金事務所 ☎088-864-1111

安芸・室戸パシフィックライド2018が開催されます

12月2日に、高知県東部地域を舞台とした「安芸・室戸パシフィックライド2018」が開催されます。

安芸・室戸パシフィックライドは、タイムを競うレースではなく、地域の自然を楽しみながら自転車で走行するもので、本町を含む高知県東部9市町村等が連携して行うサイクリングイベントです。

コースは、安芸市をスタートし、北川村から東洋町へ抜け、室戸岬を回って安芸市に戻る139km。

県内外から参加する約500人が高知県東部地域を駆け抜けます。

交通規制等はいりませんので、自転車通行へのご理解と、沿道からの温かい声援をよろしくお願いします。

日 時 平成30年12月2日（日）7:00スタート

スタート / ゴール 安芸タイガース球場前（安芸ドーム前）駐車場

■コース 安芸市 ⇒ 安田町 ⇒ 田野町 ⇒ 北川村 ⇒ 東洋町 ⇒ 室戸市 ⇒ 奈半利町 ⇒ 田野町
⇒ 安田町 ⇒ 安芸市（139km）

問い合わせ先

安芸・室戸パシフィックライド実行委員会事務局

☎ 088-846-6703

FAX 088-846-6713

狩猟免許試験について

猟友会が実施する初心者講習会					県が実施する狩猟免許試験				
場 所	日 時		会 場	実施する講習	場 所	日 時		会 場	試験を行う免許の種類
四万十市	11月25日(日)	9時	高知はたJA会館	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟	四万十市	12月1日(土)	10時	高知はたJA会館	わな猟
						12月2日(日)			第一種銃猟 第二種銃猟
安芸市	12月16日(日)	9時	安芸市民会館	わな猟	安芸市	12月20日(木)	10時	安芸市民会館	わな猟
土佐町	1月5日(土)	9時	土佐町保健福祉センター	わな猟	土佐町	1月12日(土)	10時	土佐町保健福祉センター	わな猟
高知市	1月20日(日)	9時	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟	高知市	1月26日(土)	10時	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟 第二種銃猟
						1月27日(日)			わな猟
1 講習は午前9時30分より午後5時まで(受付は9時から) ※講習終了時間は受講人数や受講種類によって前後することがあります。 2 受講料 7,000円(※ テキスト代含む) 3 当日は筆記用具をご持参ください。 4 初心者講習会の申し込みは各地区猟友会へ ※定員は各会場50名まで ※各試験日の10日前までに猟友会へ必着するよう申請してください。 ◎初心者講習会 申し込み・問い合わせ先…☎(088)856-6641 〒780-0901 高知市上町2丁目-2 一般社団法人 高知県猟友会 初心者講習会の申込書は猟友会ホームページよりダウンロードできます。 ホームページ http://www.kochi-ryoyu.com/					受験料 5,200円(一部免除者は 3,900円) ※各試験日の10日前までに高知県猟友会または県へ必着するよう申請してください。 ◎狩猟免許試験 申し込み・問い合わせ先 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20(県本庁舎3階) 高知県 鳥獣対策課 ☎(088)823-9042 または、一般社団法人高知県猟友会までお問い合わせください。 試験申請書等は鳥獣対策課ホームページよりダウンロードできます。 ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070201/				

～狩猟免許試験のご案内～

上記のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

◎初心者受講料7,000円、射撃講習料37,000円は町が助成しています。

問い合わせ先 役場経済建設課 ☎38-6714

農地を貸したい方(出し手) 借りたい方(受け手)募集中

高知県農業公社(農地中間管理機構)では、市町村・農業委員会などと連携し、出し手から農地を借り入れ、受け手に貸し付けする農地中間管理事業を実施しています。

○貸したい方の募集(出し手)

■募集期間 随時

■対象農地 農業振興地域内の農用地(借り受けできない農用地もあります。)

■機構集積協力金の交付

一定の条件を満たしている場合、機構集積協力金が交付される場合があります。(一定要件あり)

○借りたい方の募集(受け手)

■募集期間 偶数月の中旬から30日間(公社ホームページで募集)

■対象者 認定農業者、人・農地プランの中心経営体、集落営農組織、新規参入者など

※申し込み・問い合わせ先

公益財団法人高知県農業公社 ☎088-823-8618

<http://www.kochi-apc.or.jp/>

または

役場農業委員会事務局 ☎38-6714

全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日にも相談をお受けします。また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。

- 1 **実施期間** 平成30年11月12日（月）から18日（日）までの7日間
- 2 **時 間** 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 3 **開設場所** 高知地方法務局人権擁護課（土・日は高松法務局人権擁護部）
- 4 **電話番号** **0570（070）810（全国共通ナビダイヤル）**
※一部のIP電話からは御利用できない場合があります。
- 5 **取扱内容** ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
- 6 **そ の 他** 相談は無料、秘密は厳守します

問い合わせ先 高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-3503

11月は「児童虐待防止推進月間」です 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

- 【**身体的虐待**】 なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめだす など
- 【**性的虐待**】 性的行為をする、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など
- 【**ネグレクト**】 閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車のなかに放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、病気のとくに病院に連れて行かない など
- 【**心理的虐待**】 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう（DVほか） など

あなたの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

- ◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら
- ◎ご自身が出産や子育てに悩んだら
- ◎子育てに悩む親がいたら

連絡先

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（お近くの児童相談所につながります）
いちばやく
- 役場町民生活課 ☎38-6712 FAX 38-6780

社協あったかふれあいセンター事業 11・12月の予定



曜日	場 所	時 間
月曜日	保健センター	10:00～15:00
	東島老人憩いの家	13:30～15:00
	中村東集会所	13:30～15:00
火曜日	集落活動センターなかやま	10:00～14:00
	ふれあいセンター	10:00～15:00
水曜日	保健センター	10:00～15:00
	唐浜老人里の家	13:30～15:00
木曜日	福祉館	10:00～12:00
	ふれあいセンター	10:00～15:00
	間下集会所	13:30～15:00
	保健センター	13:30～15:00
金曜日	せせらぎの郷小川	10:00～12:00
	不動集会所	10:00～12:00
	和田集会所	13:30～15:00
	唐浜老人里の家	13:30～15:00
	東谷集会所	13:30～15:00

(活動の様子)

あったかふれあいセンターでは、体操・創作・レクリエーション・脳トレ・音楽療法・3B体操などさまざまな活動をしています。どなたでも参加できます。

(問い合わせ先)

町社会福祉協議会

☎38-5500 FAX38-6878(担当:東・竹内)

～行事予定～

◎12月18日(火) クリスマスパティー〔集落活動センターなかやま 10:00～〕

おいしいケーキを食べます。ご参加ください。



安田	おた ん じ ょ う	地区名	氏 名	年月日	世帯主	続柄	性別
南							
葵							
一							
治							
H30・9・5							
南							
昌							
宏							
子							
男							

慶弔ニュース (9月受付分)

1. 県内

() 内は9月発生件数

	件 数	死 者	傷 者
30年	(112) 1,168	(1) 18	(125) 1,297
29年	(117) 1,331	(1) 21	(133) 1,491
増減	(△5) △163	(0) △3	(△8) △194

2. 安芸署管内

() 内は9月発生件数

	件 数	死 者	傷 者
30年	(7) 41	(0) 0	(8) 51
29年	(7) 84	(0) 1	(9) 103
増減	(0) △43	(0) △1	(△1) △52

※1、2は物損を除く

交通事故の概況

(平成30年1月1日～9月30日)

3. 安田町発生件数

		9月計	累 計
人 身	件 数	0	2
	死 者	0	0
	傷 者	0	3
物 損		4	55

議会だより

第155号

9月定例会

9月11日開会。条例制定、補正予算、平成29年度一般会計及び特別会計4会計の決算認定等を審議、2氏が一般質問を行い14日に閉会した。

行政報告(概要)



黒岩之浩町長

広域行政の 推進状況

◆ごめん・なはり線◆

7月までの営業概況は、高知東部自動車道の利便性向上に伴う通勤定期利用者数の落ち込みや、JR四国を中心としたキャンペーンの終了、西日本豪雨や台風12号の影響等により、輸送人員で3.0%、運賃収入で4.9%前年を下回り、厳しい経営状況となっている。当路線においては、沿線人口の減少や少子高齢化の進行などにより、利用者が減少傾向にあるが、経営改善に向けた取り組みとして、鉄道関連

イベントの開催や外国人客への対策強化等に努めていく。

◆消防・救急業務◆

7月末現在、管内の火災発生件数は1件で、前年同期に比べて1件減となっている。救急業務は、猛暑の影響で熱中症疑いの搬送が多く、出動件数で33件、搬送人員で27人の増となっている。

4月に採用となった2人については、県消防学校での初任教育課程を9月に修了し、10月から救急科に入校することとなっている。また、9月より救命士の資格を取得するため、研修所に1人が入校している。

◆介護保険業務◆

7月に介護保険料の本賦課を行ったが、介護保険料率の改正に伴い、調定額で前年度対比20・8%増の結果となっている。

7月末の要介護認定者数は887人で、5月給付までの

給付実績は、前年同期比で約11%の減となっている。

予防給付ケアマネジメント業務は、7月末現在、要支援1、2の認定者数149人に対し、92件の介護予防支援計画を作成している。

また、8月から一定以上の所得がある方の利用者負担が2割から3割に引き上げられているが、管内での該当は、対象者858人のうち7人となっている。

◆火葬場業務◆

7月末の火葬実績は61件で、前年同期比で11%の増となっている。

◆保健福祉業務◆

昨年度から取り組んでいる、地域子育て支援拠点である遊分舎での取り組みを充実させ、親が子育ての喜びに気づき、親同士つながりを持つことで子育てを楽しめる場所となるように活動を継続するとともに、保護者の主体的な活動につながる取り組みを進めている。

障がい者保健福祉業務については、本年度から委託事業

により基幹相談支援センター業務を開始し、専門的、総合的な相談支援の実施や虐待問題など、保健福祉課との連携を図りながら業務にあたっている。

◆広域租税債権管理機構◆

8月末現在、6市町村から208件、8358万7千円の滞納事案の移管を受け、5カ月で3120万1千円の収入実績となっている。

うち、本町からの移管分は20件、781万2千円で、256万3千円の収入実績となっている。

◆高知東部看護専門学校◆

平成26年度から東部地域の医療看護師不足等の解消に向け、東部の9市町村で協議を重ね、平成29年4月に一般社団法人高知東部振興協議会を設立し、看護学校開設に向け準備をしてきたが、本年3月に県から、運営母体となる協議会の構成員の体制、学生確保に向けた奨学金制度の創設や学校運営経費等に係る資金計画等、審査項目を満たしていないとして、看護学校の

設置承認ができない旨の通知があり、看護学校の開設が困難となったことで、今後は、県が6月に立ち上げた東部地域医療確保対策協議会において、東部地域の現状と課題を把握し、地域の医療人材の確保や医療提供体制等の充実を図るための方策等を協議する。

◆高知県東部観光協議会◆

県東部地域の観光客の動向調査、マーケティング分析に基づく情報発信やプロモーション・セールス活動を戦略的に展開し、県東部地域の知名度を向上させ、入り込み客数の増加を図ることとしている。

また、旅行商品事業として、本年度は、大阪の中学校5校、約800人、うち本町では10家庭が延べ56人を受け入れており、今後においても教育旅行を核とした地域の受け入れ体制の整備と着地型旅行商品の造成・販売に取り組み、地域に金を落とす仕組みづくりに取り組んでいく。

◆日本遺産活用を取り組み◆

認定2年目となる本年度は、

「中芸のゆずと森林鉄道日本遺産」の知名度アップと地域の魅力を発信することに重点的に取り組んでいく。

情報発信事業として、昨年度に研修を行った地域の資源を活かした小さな体験プログラム「ゆずFeS」を本年度は2回の開催を予定しており、まず9月から11月にかけて22の体験プログラムを企画し、より多くの方に中芸地区の魅力を体験していただく。

また、各町村で活動していただくボランティアガイドの新規募集を図るとともに、養成講座を開催する。

普及啓発活動においては、中芸地区の子どもたちに日本遺産の認知度を高めるため、住民参加型による子ども向け紙芝居を作成し、各教育委員会と連携し、小中学校への出前講座等を検討している。

また、日本遺産協議会においては、幹事会、各部会を定期的に開催し、各事業の進捗状況の共有を図るとともに、来年度以降の組織のあり方について「日本版DMO」の調査研修を行う。

町営事業の 進捗状況

本年度実施の主要事業については、昨年度からの繰越事業を含め、早期実施に努めているが、本年度の国庫補助事業の交付決定が例年より遅れ、一部の補助事業の進捗が遅くなっているが、決定後円滑に発注できるよう、鋭意事前対応を行い、実施できるものから順次実行する。

◆国保事業運営◆

国保法の改正に伴い、本年度から国保財政が県に一元化され、本町では、住民1人あたりの医療給付費が高額で財政負担が増額となることから、10年ぶりに国保税率の見直しを行ったが、被保険者の減少や課税所得の伸び悩みなどにより、国保税は当初見込額より約400万円の減となっており、財源不足が生じる厳しい状況となっている。

また、医療費削減対策として、特定健診の受診率向上にも積極的に取り組んでいるところだが、現在、集団健診2

回の受診者数は、今年の猛暑の影響で若干減少している状況となっており、健康づくり団体の協力のもと、9月末に実施する集団健診と病院での個別健診への受診勧奨を一層強化していくこととしている。

◆ふるさと納税◆

8月までの5カ月間で、1746件、約2026万1千円の実績となっている。

また、ふるさと納税の返礼割合を寄附額の3割以下にすることや、換金性の高い返礼品の禁止、返礼品を地場産品に限ることなど、国は制度の主旨に沿った対応を強く求めており、高額な返礼品を規制するため、基準に違反した自治体に寄附をした場合には、税の優遇措置の対象外とする法改正の検討に着手している。

本町としては、こうした基準を遵守しながら、寄附への返礼品を通じて本町を応援いただけるファンを増やすと同時に、豊かな自然が育む本町自慢の特産品の外商につなげ、生産者等の所得向上と地域の活性化を目指すとともに、引き続き町の貴重な自主財源の

確保とあわせ、町の魅力を全国に発信していく。

◆メガソーラー事業◆

本年度の状況は、晴天の多かった4、5月を含め、平年を上回る順調な売電実績となっている。

また、29年度決算に基づく本町に対しての配当金相当額は、296万円で、すでに納付されており、新エネルギーの普及を促進することともに、住民福祉の向上及び地域経済の活性化を図っていく計画である。

◆総合庁舎建設◆

受注者と諸協議を重ねながら、基本設計及び実施設計業務の完了に向けて事業進捗を図っており、現在、工事の実施による周辺家屋等への影響の有無を把握するための工損調査については、すでに数件の実地測量等が終了しており、今後順次調査を進めていくこととしている。

また、基本設計の平面諸室計画が概ね完了したことから、現在、パブリックコメントによる意見募集や、住民説明会

の準備を進めているところである。

事業の進捗に向け、さまざまな課題が山積しているが、より利便性の高い、住民に愛される庁舎の建設を目指して努力を重ねていく。

◆地域公共交通◆

昨年度、高知工科大学との業務委託契約により実施した調査結果に基づき、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を審議するため、8月28日に町地域公共交通会議を開催し、地域公共交通形成計画の策定を含め、今後の取り組み方針等について確認している。

また、沿線住民の生活路線として定着しているごめん・なはり線については、新駅の設置による利便性の向上を目指し、高知県東部広域での公共交通網形成計画の策定に向け、現在関係自治体等による協議が進められている。

◆移住・定住促進対策◆

安田駐在所北側に建設した移住促進住宅への入居希望者の公募を行った結果、7月3

日付けで世帯向け居室に1世帯4人が移住している。この入居者については、新規就農研修支援事業の利用者であり、所期の目的どおりの実績につながっていることから、先に整備したお試し滞在施設のほか、空き家バンクの登録家屋と併せ、さらなる活用を図っていく。

また、本年度の新たな取り組みとして、現に使用されていない住宅等を所有者から中期的に借り上げ、町が一部改修工事を施したうえで移住・定住希望者に貸し付けを行う、いわゆる中間保有の取り組みについては、国費及び県補助金の採択を待つて事業実施に取りかかる。

平成27年度に不動態地区の高台に整備した、サザンヒルズ桜坂分譲団地11区画及び町営住宅桜坂団地21戸の当初の入居状況は、32世帯84人(移住者12世帯32人)であったが、若者の入居者も多く、出生等により、現在は95人となっている。

また、大好評だった分譲団地については、現団地の東側に第2期分譲団地造成を計画

し、地権者との用地交渉を進めてきたが、一定用途が立ったことから、本年度中に計画用地の全筆取得に向け積極的に取り組む。

◆安田川分水問題◆

8月に、安田川分水対策連絡協議会幹事会を開催し、平成29年度安田川分水に関する諸対策事業の実績及び平成30年度の施工予定について協議を行っている。

また、流水の復元に直接資する負担対象事業については、平成30年度西島、唐浜外用水路改修工事、安田地区簡易水道整備事業にかかる電源開発の応分の負担分として、事業費ベースで約2600万円の提示があっている。

今後、分水影響の緩和のための新たな諸対策事業や事業費負担内容を含め、安田川分水対策委員会や関係機関の意見などを斟酌したうえで、安田川分水対策連絡協議会において要望していく。

◆農業振興対策◆

農家の生産性の向上への取り組みとして、レンタルハウ

ス整備事業を活用し、1棟、10aの整備が8月末に完成し、レンタル畜産施設では、規模拡大及び新規就農区分で2棟の畜産施設を施工しており、早期の生産基盤確立を図るとともに、所得向上対策として国の産地パワーアップ事業等を活用し、施設整備や環境制御技術普及を促進する。

担い手確保対策の状況は、平成27年から平成29年の3年間で、新規就農者が9人、本年度は2人が、7月から指導農業士のもとで研修を開始し、畜産農家も1人が新規就農を予定している。今後も新たな担い手を確保するため、PR用のパンフレットや「新・農業人フェア」への参加者や県内大学等を対象に、実践体験を行うツアーを計画し、引き続き担い手対策を強化していく。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている、町営サポートハウスの整備に向けた農地の確保に努める。

◆道路整備等の状況◆

四国8の字ネットワーク整備について、ミッシングリンクとなっている四国東南部の

整備促進に向け、本年7月25日に「一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会」として、計画段階評価に位置付けられている「奈半利・安芸」間の早期事業化等について、地元選出国会議員や国土交通省をはじめ財務省等関係機関に要望活動を行っている。

本町と馬路村を結ぶ命の道である県道安田東洋線は、山腹崩壊等により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に支障をきたしている状況であることから、県道通行不能時の迂回路線確保と森林の公益的機能の維持増進を図るため、森林管理道中芸北上線の早期開通に向け、8月21日に本町・馬路村と合同で安芸林業事務所への要望活動を行っている。

◆地域食材提供施設等の指定管理者◆

前指定管理者との管理協定取り消しに伴う、地域食材提供施設及び地産外商促進センターの公募状況については、まず、地産外商促進センターについては、公募期間を8月末までとしていたが、期日ま

でに申請者がなかったことから、地域食材提供施設と期日をあわせ、9月28日まで公募期間を延長している。

◆自然型体験観光の取り組み◆

観光振興に関する取り組み状況は、県では、現在開催中の幕末維新博で培ってきた歴史観光の勢いを維持させつつ、

「自然」や「体験」をメインに、「ポスト幕末維新博」と題し、自然体験型観光の磨き上げとクラスター形成を進めることとしている。

こうした中、県内では、アウトドアメーカー監修による自然環境を活かしたキャンプ場がオープンするなど基盤整備が進められている。



活用が検討されるキャンプ場

本町の「安田川アユおどる清流キャンプ場」は、開設以来25年が経過し、施設の老朽化等もあり、利用者も減少傾向にあることから、観光拠点施設として県内外の利用客数の拡大を図り、地域の活性化を進めていくため、キャンプ場利活用基本計画

を策定する。

◆南海地震・防災対策◆

大規模災害時において公的機関の支援が十分に機能するとは限らず、避難所の運営にまで手が回らないことが想定される。そのため、地域の皆さんが協力し、避難所の開設・運営に関わっていただくため、避難所組織のあり方や活動内容を取りまとめた避難所運営マニュアルを3カ所の避難所で策定することとしている。

また、大規模災害発生時の職員の初動対応について、災害時における効果的な職員の能力を構築するための研修を実施し、職員の災害対応能力の強化を図っている。

9月2日には、南海地震の発生を想定した町内一斉津波避難訓練を実施し、約500人の住民の方に参加いただいている。避難後、自主防災組織が主体となり、防災資機材の確認や救急救命講習などを実施した地区もあり、今後ともそうした実践的な訓練を重ねることで、防災意識の醸成を図っていく。

◆行政訴訟の状況◆

昨年7月に住民監査請求者から高知地方裁判所に提訴があった、安田第一土地改良区に対する助成金住民訴訟事件については、これまで6回の口頭弁論が行われ、第7回口頭弁論では原告の反論が行われることになっている。

また、裁判官から、前回の口頭弁論時に過去の補助金返還にかかる判決例を参考に判断したい旨の報告があっており、次回に結審する見込みである。

教育行政の状況

◆教育委員会の取り組み◆

町総合教育会議において、平成27年度から31年度までの計画期間として策定した「町教育振興基本計画」をもって、首長が定める「教育に関する大綱」と決定し、これに基づいて取り組んでいる。

この大綱は、目指すべき教育の方向は国・県と同様であるべきとの観点から、高知県教育振興基本計画の基本理念を踏まえ、町の総合振興計画

と整合性を図ったうえで、「人づくりの基本は教育であり、人づくりがまちづくりの原点である」という考え方のもと、町教育・文化の基本目標である「豊かな人間性を育む人」の育成を基本理念としており、知、徳、体の分野ごとに数値目標を設定して、これを基本理念の実現に向けた取り組みの基本目標とし、PDCAサイクルに基づく進捗管理の徹底を図る。

学校教育では「豊かな心を育む教育の推進」を、社会教育では「自ら進んで学ぶ教育の推進」の2つを基本理念の実現に向けた施策体系として、高知県の教育等の振興に関する大綱を参酌し、かつ歩調を合わせ、施策体系ごとの方針を定め、年度ごとの具体的な行動計画（アクションプラン）を策定して取り組んでいる。

◆国・県の状況◆

国では、改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、これまでの成果と現状分析を踏まえ、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成することや生涯学

び、活躍できる環境を整えるなどの施策に重点を置いて、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする第3期の「教育振興基本計画」を強力に押し進めている。

なお、最近の国の教育改革の動きについては、「道徳の教科化」「いじめ防止対策の推進」「教育委員会制度改革」「小中一貫教育の制度化」「次期学習指導要領の実施」などがあげられる。

高知県では、市町村同様に「教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第2期教育振興基本計画」により、教員が指導力を一層発揮できるよう、マネジメント力強化事業やアクティブラーニングを活用した指導方法の改善など、外部の専門家や地域の人材の力も借りながら、チーム学校の構築を推進し、学力向上など学校の目標の実現に向けて組織的に取り組むこと、厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実並びに教育版地域アクションプラン推進事業による市町村教育委員会との連携・共同の充実・強化など10の基本方向を掲げて、毎年度、PD

CAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の動向等も勘案して基本計画の見直しを行いながら推進している。

◆学校教育◆

学力調査等の分析と活用として、例年同様4月に小学6年生、中学3年生を対象に全国学力学習状況調査を実施し、その結果が8月に出た。

小中学校ともに、ほとんどの科目の正答率は全国平均を上回る結果となっている。この結果は、これまでの取り組みの成果であると評価できるものであるが、両校とも小規模校であることを考慮し、さらに先進的な取り組み事例等を研究しながら、PDCAサイクルを活用して、外部講師も招へいし、基礎基本の定着に加えて、探求心や課題解決力の育成を目指した教科指導や授業改善に取り組み、基礎学力の定着・向上の推進を図るとともに、複数教員による指導と学習習慣の定着を進める。教職員の研究・研修活動の充実では、アクティブラーニングによる課題解決学習の研

究や授業研究等、校内研修の支援強化を図っている。

幼小中連携教育の推進では、保幼小の連携・協力を推進するとともに、「中一ギャップ」の解消や小中学校の学習上の共通課題に対して、小中学校の一層の連携を図り、9年間の教育課程を見通した教育活動を推進している。

夢と個性ある学校づくりの推進では、学校評価(外部評価)制度を最大限活用して、保護者、地域、学校の連携強化による伝統に根差した夢と個性ある学校づくりを推進するとともに、郷土が輩出した先人や歴史、主要な産業及び民族芸能等について学習し、郷土を愛する態度を育てるため、キャリア教育とも関連した、ふるさと学習の定着と充実や子どもの夢実現事業など、町の独自性を活かした活動も推進中である。

いじめ・虐待から命を守る取り組みについては、こころのサインを見逃さないこと、最悪の事態を想定した迅速な対応など、予防的指導と教職員全員による取り組みの徹底を、また、児童生徒の集団づ

くりなどによる不登校の未然防止対策の充実にも取り組んでいる。

学校教育環境の充実では、南海地震に備えて、付帯施設のプロック塀の計画的改修検討、避難用具の整備、定期的な避難訓練の実施など防災教育、防災学習の徹底と、気候変動に伴い増加する猛暑日に対応したエアコン設備の計画導入検討、子どもなど社会的弱者が被害者となる痛ましい事件の多発や車社会などの交通事情に配慮した通学路の安全確認や防犯、安全教育の充実などに取り組んでいる。

次に、「まずは次世代を担う子どもたちから」と、本年2月に姉妹都市協定を締結したスペイン南部、モンテフリオ町との教育分野交流の一環として、インターネット電話サーブिसによる安田中学校生徒とモンテフリオの学生との交流を7月26日、約1時間行った。自己紹介、学校紹介、それぞれの文化等の紹介や簡単な会話の交換、保護者によるモンテフリオの郷土料理の紹介などもあり、それぞれに異文化を感じるとともに、交流の第

一步を踏み出すことができた。今後においても、ビデオレターの交換なども加え、定期的に交流を行っていく。

◆社会教育◆

多様化する住民ニーズに対応した生涯学習推進体制の整備・充実に努め、各種文化教室、講座の開設や地域の学習活動を支援しながら、生涯学習まちづくりの推進を図っている。

また、町文化振興企画員による歴史資料の収集・整理を推進するとともに、志国高知幕末維新博覧企画展として、「其の後の海援隊士たち」「日本一の御留山から魚梁瀬森林鉄道へ」など、関係機関との連携による安田まちなみ交流館での企画展の通年開催や講座の開設と郷土の先人の顕彰活動にも取り組んでいる。

なお、10月から予定している「竹本土佐太夫の軌跡展」に関連して、人形浄瑠璃文楽レクチャー公演を8月27日に開催し、好評を博した。

地域の教育力再生・向上の推進では、多様な手段を通じて学習機会や情報の提供に努めるとともに、保護者間の交

流や子育て相談機能の充実に
よる家庭教育の支援を、また、
地域教育推進協議会を中心に
地域ぐるみの教育力の再生、
向上を目指すとともに、ボラ
ンティアの養成・確保に努め
ながら「子どもの居場所づく
り事業」の運営体制の充実・
強化を図り、地域ぐるみで学
校運営を支援していくための、
学校支援地域本部事業の充実・
強化も図っている。

学校教育、社会教育ともに
「継続は力なり」であることか
ら、引き続き時間をかけて、
地道で着実な取り組みを基本
として、教育行政を推進する。

財政健全化 判断比率等

平成29年度の実質公債費比
率は、3カ年平均で昨年度と
同率の3.1%となっている。

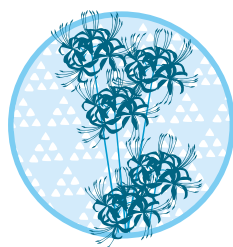
実質赤字比率や連結実質赤
字比率、将来負担比率はマイ
ナスポイントであり、企業会
計の資金不足比率も不足額は
生じていないが、今後、近年
実施した大規模事業の償還が
順次始まっていくことから、
来年度以降、実質公債費比率

を判断基準に置いて、事業の
取捨選択に努めていく。

開かれた 町政運営

就任して以来、真の開かれ
た町政運営、住民との対話を
基本に、町長室の「一日開放」
と中山支所での執務を実施し、
延べ43人の訪問があり、町政
への意見や要望を直接聞くこ
とができた。

また、本年度も住民の方と
の対話をモットーに地域住民
懇話会として10月から各地区
での実施を予定しており、住
民の方が、より気軽に足を運
んでもらえるよう周知してい
くとともに、行政情報を発信
し、住民の方との意見交換の
場としていく。



推 薦

◆安田川分水対策委員会委員
の推薦◆

内 容

町条例の規定により町議会
議員のうちから推薦するもの
(3人)

委 員 濱口智恵男

〃 上 総 博

〃 太田 賢三

人 事

◆町教育委員会委員の任命同
意◆



南 一寛 氏 (46歳)

内 容

町教育委員会委員4人のう
ち、1人の任期が9月30日で
満了となることから、後任委
員の任命について、同意を求
めるもの。

審議結果…全員賛成(同意)

条例改正

◆安田町税条例等の一部改正◆

内 容

地方税法等の一部を改正す
る法律が施行され、たばこ税
率の段階的な引き上げとあわ
せ、加熱式たばこに係る課税
方式の見直しが行われたこと
に伴い、条例の一部を改正す
るもの。

審議結果…全員賛成(可決)

補正予算

◆平成30年度町一般会計及び
国保特別会計補正予算◆

内 容

◎一般会計(第2号)

本年度事業に係る追加措置
を行うもの。

○補正の主な内容は、

○職員の人件費等に伴う人
件費の追加

○ふるさと納税関連経費、清
掃運搬車購入経費、キャン
プ場基本構想策定に伴う物
件費の追加

件費の追加

○収集ごみ仮置場整備工事等、
建設事業費の追加

○ふるさと納税、やすだソー
ラーパワー収益金の基金へ
の積立金の追加

補正後の予算総額

30億6950万円

◎国保会計(第1号)

療養給付費等交付金等の前
年度精算に伴う国庫支出金等
返還金の追加

補正後の予算総額

5億1957万円

質 疑

問 観光費の委託料の内容は。
答 県が「ポスト幕末維新博」
として自然体験型観光を計画
している中で、本町のキャン
プ場は、開設以来25年が経過
し、施設の老朽化等もあり、
利用客数も減少しており、施
設の利活用・管理やリフレッ
シュなどの利活用基本計画策
定を専門知識を有する業者に
委託するもの。

質 疑

問 収集ごみ仮置き場整備工
事の場合はどこか。
答 JAライセンセンター西側

の町有地に整備する。

審議結果…2件とも全員賛成

(可決)

決 算

◆平成29年度町一般会計及び特別4会計(国保・後期高齢・

◆簡水・土地開発の決算認定

内 容

平成29年度決算額は、5会計歳入総額が37億5681万8千円、歳出総額が37億314万3千円であり、各会計の決算状況は、別表のとおりとなっている。

質 疑

問 土地開発事業特別会計の土地分譲内容は。

答 当会計は、用地の先行取得を行いさまざまな事業を実施した経過があり、目的を持って取得した土地と残地について、これから活用を精査した中で、自主財源の確保と適正な土地管理に努めるために公募等

により処分を行った。

問 キャンプ場の運営状況はどうか。また、せせらぎの郷小川の経営実態はどうか。

答 29年度のキャンプ場の収入は318万円、それに伴う維持管理経費が約545万円かかり、赤字が約200万円である。今後のキャンプ場を考える中、いかに利用客を取り戻すか、その取り組みにより収入を確保し、今後の管理運営についても検討を重ね、最終的に構想ができた段階で管理組合とさらに協議を行い、地域の観光拠点施設としたい。

せせらぎの郷小川の経営は指定管理者制度であるが、中心となっている方から、小川地区自体が高齢化により施設運営が厳しいとの相談を受けている。来年度以降の運営について3月までに結論を出したいと考えている。

問 町内一斉避難訓練を安田地区は実施するが、中山地区ではしていない。安田町全域ですべきでないか。

答 県下一斉で、海岸部の津波避難訓練が実施された。町内一斉防災訓練は必要で、次回、山間地域は山津波等か

らの避難訓練を同日に実施し、町民全体の防災意識の高揚に努める。

問 ふるさと納税の返礼品率を30%以内にとの国の指導について、本町の考え方は。

答 昨年度が、3割を示して以来本町では堅持しているが、ふるさと納税が地域へもたらした恩恵として、今までに売り先のな

かった地場産品を、全国の方々に届けることができている。

安田町には、すばらしい自然と、おいしい食べ物があつことをPRし、生産者にいかに所得をもたらしていくかに力を入れている。

問 国民健康保険税の滞納状況はどうか。また、保険証の



活用が検討される旧中山中学校校舎

交付状況はどうか。

答 滞納額は、29年度末で950万円程度、1199件。年度で同じ方の重複もある。

国民健康保険の保険証は全世帯に交付しているが、滞納者20世帯には期間限定での短期保険証の発行をしている。

問 有害鳥獣被害駆除の報償

費の財源は。

【答】一般財源で対応となり、翌年度一定交付税で算入される。また上乗せ分は、国費となる。

【問】与床地区の水道施設水圧安定化の工事概要と現在の状況はどうか。

【答】中山地区の簡易水道整備は、平成20年度から25年度にかけて管の耐震更新を実施し、与床地区は加圧ポンプにより給水していたが、整備に併せ配水池を高台に移し、計算上では水圧が確保されることから加圧ポンプを撤去した。しかし、時間帯により末端では水圧低下が生じることから、29年度の県補助事業を活用して、管をループ化することで水圧確保が図れた。

審議結果…5件とも全員賛成

(認定)

※ループ化とは、輪のように管と管をつなぐこと。

監査委員の決算審査意見書(抜粋)

平成29年度の一般会計及び特別4会計(国保・後期高齢・簡水・土地開発)の歳入歳出決算を審査した結果、予算の執行については総体的には、概ね適正かつ効率的に行われており、その成果は認められる。

実質公債費比率については、前年度と同じ3.1%を維持できている。しかしながら、全2会計の地方債の年度末未償還元金は38億5403万8千円で前年度より2億2610万円増加しており、過年度に実施した安田中学校屋内運動場改築工事や安田川大橋架け替え工事、町営住宅桜坂団地建設工事等の大型建設事業の元金償還開始に伴い、実質公債費比率は、増加に転じることとなる。

近年、少子高齢化、過疎化等の進行により地域経済の低迷が続く中、町税全般にわたる税収の伸びは期待できず、また、歳入の半数近くを占める地方交付税も、平成27年度の国勢調査結果に基づき、人口急減補正に係る補正幅の拡大などの措置はあるものの、算定要素となる基礎数値は減少傾向にある。一方、医療や介護などの社会保障費の増加や

南海地震対策、庁舎建替えなどのインフラ整備費等の増大が見込まれることから、今後の財政運営はより厳しさが増すものと見られる。

今後においても、町債残高と実質公債費比率の推移を注視しつつ、自主財源や依存財源の積極的な確保を図るとともに、行政需要に対応し、限られた財源を効率的に運用しながら、費用対効果に重点を置いた行政運営を行い、財政の健全性を堅持するように望む。

一般会計及び特別会計を合わせた収入未済金は、安芸広域租税債権管理機構の活用等に伴う徴収率向上によって1億円を切り、減少しつつあるものの9962万7千円と大きな額となっている。本町徴収分についても巡回徴収や法的措置など、その徴収努力により一定の成果が現れていることは評価できるが、公平性と自主財源確保のため、引き続き収入未済額の縮減に向けて、税等滞納整理本部を機能させ、関係各課の徴収体制を強化するとともに、租税債権管理機構とも連携を図りながら、さらに一層の対応措置を望む。

別表 平成29年度歳入歳出決算額

(単位：円・%)

区 分	予 算 現 額	決 算 額		歳入歳出差引額	執 行 率	
		歳 入	歳 出		歳 入	歳 出
一 般 会 計	3,074,315,000	2,855,033,057	2,810,576,292	44,456,765	92.87	91.42
国民健康保険事業特別会計	577,040,000	573,063,439	564,253,362	8,810,077	99.31	97.78
後期高齢者医療事業特別会計	51,060,000	50,636,509	50,521,435	115,074	99.17	98.95
簡易水道事業特別会計	280,640,000	272,262,450	272,058,930	203,520	97.01	96.94
土地開発事業特別会計	6,880,000	5,823,012	5,733,846	89,166	84.64	83.34
特別会計小計	915,620,000	901,785,410	892,567,573	9,217,837	98.49	97.48
合 計	3,989,935,000	3,756,818,467	3,703,143,865	53,674,602	94.16	92.81

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率

(単位：%)

健 全 化 判 断 比 率				資 金 不 足 比 率	
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	簡易水道事業特別会計	備 考
—	—	3.1	—	—	
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)	[20.0]	

() は、早期健全化基準

[] は、経営健全化基準

意見書

◆義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書◆

文部科学省が2016年に全国の小・中学校を対象に実施した教員勤務実態調査の結果、前回調査(2006年)より、いっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていくことが明らかになりました。

教職員の長時間過密労働は、子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしています。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれています。今や長時間過密労働は教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしているのです。

深刻さを増す長時間過密労働の背景には、「全国学力・学

習状況調査」等を中心にした過度な競争主義や、改訂学習指導要領の押しつけによる管理・統制などがあります。教職員のいのちと健康を守り、長時間過密労働を解消するとともに、子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、抜本的な教職員定数改善が求められています。市区町村教育長の97%が定数改善を求めているとの報道もあり、校長会などからも定数改善を求める声が出ています。

また、産休・育休・病休代替や加配教職員が見つからずに「教育に穴があく」といわれる教職員の未配置問題が全国各地に広がっています。その要因として、都道府県教育委員会が正規採用ではなく臨時・非常勤教職員による安上がりの配置を可能とした「総額裁量制」や「定数くずし」などの国の制度があります。標準法改正で教職員定数を増やすことと正規採用による教職員増を進めることが必要です。

2017年に義務標準法が一部改正され、通級指導や日本語指導などの基礎定数化が

始まりました。こうした動きを契機に、教職員定数の標準を抜本的に改正することが必要です。

よって、安田町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

1. 国の責任で、教職員定数増をすすめること
2. 義務及び高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定すること

◆特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書◆

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2008年(平成20年)の11万2334人から2017年(平成29年)には14万1944人と、10年間で2万9610人増えていきます。

(平成29年度学校基本調査)一方、学校数は2008年度が1026校で2017年度が1135校と109校増えただけで、学校建設はほとんど

進んでいません。150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。全国で不足している教室が、普通教室だけで3430教室(2016年)にのぼることが文部科学省調査でも明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけではないことです。「設置基準」とは「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基

準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12・18学級が「標準」とされ、それ以上は「過大校」扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2008年12万4166人から2017年23万5487人と1.9倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、充分な対応が

できないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8人のまま変わっていません。これを引き下げる必要があります。よって、安田町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 特別支援学校の設置基準を策定すること
2. 特別支援学級の学級編制標準を改善すること

◆全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書◆

2014年に地方創生会議・人口減少問題検討分科会が発表した「増田レポート」は、人口減少に苦しむ地方自治体に大きな衝撃を与えました。高知市(33万916人・20

18年4月1日)には、県人口(70万8182人・2018年4月1日)の約47%が集中している点から見れば、東京に人口が集中する日本の縮図にも映りますが、人口ダムとなるべき高知市から県外への流出に歯止めがかからず、少子高齢化も重なり、地域は大きく疲弊しています。

その要因の一つには、あまりにも大きな最低賃金の格差が存在します。高知県の最低賃金737円(時間額)に比べ、東京都の最低賃金は958円(時間額)と、実に221円もの開きがあります。年間1800時間(フルタイム)働くとすれば、40万円もの差となります。最低賃金の格差は、労働者全体の賃金格差にも大きく影響を与えています。地方と都心部との最低生計費がそれほど変わらないことは、生計費調査からも明らかであり、最低賃金の格差は、人口流出を助長する要因となっています。東京への人口の一極集中を是正し、地域が存続し続けていく政策の一つとして、全国一律の最低賃金制度の確立が必要です。

また、全国一律の最低賃金制度となれば、高知県の最低賃金は大きく引き上がることとなり、地域経済への波及効果も期待できます。最低賃金の引き上げによる地域経済への波及効果は、地域経済の底上げともなり、地域での雇用創出や人口定着という人口減少対策ともなります。さらに、現行の高知県の最低賃金である737円では、年間で132万6600円と「ワーキングプア」の水準であります。そのことから考えても、最低賃金の大幅引き上げは必要であります。

その一方で、中小零細企業の割合が多い高知県では、いくら経済波及効果が期待できたとしても、最低賃金の上昇は短期的に見れば負担増となり、経営が圧迫され、雇用への影響も懸念されます。この問題に対しては、国が社会保険料の負担免除など、具体的かつ効果的な中小企業支援策を講じることが必要であります。

以上の趣旨より、以下の項目の早期実現を求めます。

記

1. 政府は、全国一律の最低賃金制度を創設し、地域間格差を縮小させること
2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を大きく引き上げること
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること



議 会 を 傍 聴 し て み ま せ ん か

議 会 は 公 開 が 原 則 で す

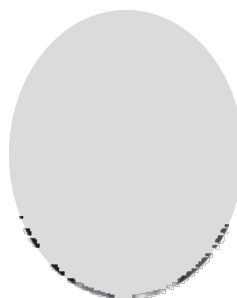
皆 さん お 気 軽 に お い で く だ さ い

* 次 回 の 定 例 会 は、12 月 中 旬 に ひ ら か れ ま す。

一般質問

こころが知りたい

A 安田川にかけられた橋(国道、町道等)の地震対応について
Q 橋りょう点検結果に基づき、計画的に補修と耐震化を図る



濱口智恵男議員

濱口議員

①安田川大橋(国道)は、地震に対する「耐震設計」は、どう対応しているか。

震度6とか、7等といわれているが、奈半利に事務所をもつ国道事務所の見解はどうなっているか。

県は、南海地震で、中芸全般で震度8と町村に明らかにしている。

②昔は国道の橋であった安田橋が新しくつくられた。

橋の地震に対する耐震設計は、どのように示されたか。

③鉄道の北側に並んでつくられた新東西島橋は、地震に

する震度設計はされているか。
 ④焼山橋は、新しくつくられたが、地震に対する「震度設計」はどうなっているか。

安田地域にかけられた橋は東西島橋(町道)を合計して、新旧4力所である。

⑤中山地域では、安田川にかけられている橋(町道)は7力所か。橋の地名で明らかにしてもらいたい。

この橋の中には、「つり橋」で車が通れる橋が何力所か。地名で示してもらいたい。

⑥中山地域で、最も古い歴史のある正弘橋は何年につくられたか。

ともかく「新しくつくられる考えを持っている」と思うが、この橋の位置はどうされるか。町長はどう考えているか。

この他、安田東洋線(県道)

の橋とか、その他小川等の橋について実務的に質問を行った。橋は町民の生命にかかわる課題である。答弁を求める。

今村経済建設課長

現在管理をしている橋りょうを、長期にわたり安全・安心な状態に保つためには、古くなった箇所を補修し、健全な状態に戻す「老朽化対策」と震度6以上の巨大地震に対しても落橋しないように補強する「耐震対策」が必要となっており、橋りょうを管理する道路管理者は、国が定める統一的な基準により5年に1回の点検が義務付けられている。点検結果で補修が必要な橋りょうについては、計画的な補修の実施と橋脚を有する長い橋りょうや災害時に避難路となる橋りょうについては、補修と併せて耐震補強の実施が求められている。

各道路管理者における町内の橋りょうの状況としては、国道55号では、5橋を土佐国道事務所が管理している。「安田川大橋」は、昭和45年度に竣工しており、耐震補強については、設計業務が完了し、



昭和37年竣工の正弘橋

平成33年度末の完了を目指して対応を進めている。

なお、残る4橋についても、

必要に応じて補修を行っていく計画になっている。

次に、県道安田東洋線では

14橋を安芸土木事務所が管理しており、その中で、「中ノ川橋」については、本年度、耐震補強工事に着手する計画である。残る13橋も橋りょう点検結果に基づき、順次補修工事を実施する計画である。

町が管理する橋りょうは管理区分に応じて橋りょう台帳で管理を行っており、町道橋は81橋あり、全ての橋りょうの補修と耐震化は、莫大な予算と時間を要することから、橋長が長く復旧に時間を要し、避難等重要路線である安田川に架かる12橋を優先して、これらの点検結果に基づき計画的な補修と耐震工事の検討を進めているが、それ以外の橋長が短い小規模な床板橋等についても、定期的な点検結果に基づく補修を進めていくこととしている。

橋りょう点検業務については、平成21年度から実施しており、点検結果に基づき「安田川橋」の老朽化と耐震補強を検討した結果、平成26年度に新たな「安田川橋」が完成した。また、町道西ノ久保野田川線の道路改良工事に伴う橋りょうの新設として、平成

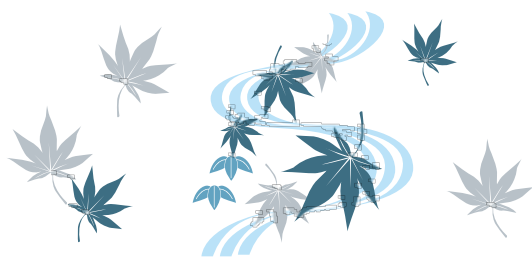
25年度に完成した「野田川橋」の2橋については、国の示す耐震設計基準で整備されており、耐震性能を有した橋りょうとなっている。

橋りょうの点検は、5年に1回の点検サイクルとなっていることから、平成26年度から再度点検し、その結果に基づき本年度「東西島橋」の補修及び耐震工事を実施する。また、「正弘橋」についても、昭和37年に竣工し、安田川に架かる橋りょうで最も古いことから、本年度現地精査を行い、今後の方針を検討し、それ以外の橋りょうについても点検結果に基づいた適切な対応を図っていく。

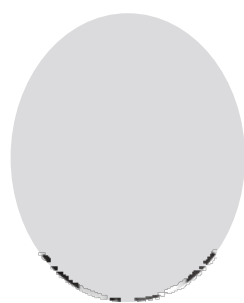
農道橋は、安芸農業振興センターから移管を受けた東島地区広域農道に2橋あり、1橋は県営事業で耐震補強工事を実施しており、残る1橋は状況に応じた補修を行っている。

林道は、管理する橋りょうはなく、人の通行を目的とした吊り橋については、安田川アユおどる清流キャンプ場と島石ピクニック広場内にあり、道路法の適用は受けないが、

適正な維持管理に努めている。自然災害等が発生した場合、住民の生命・財産を守るには、地域を結ぶ道路の機能を確保することが必要不可欠であることから、橋りょうのみならず、道路施設の適正管理に努めていく。



Q 安田さくら園待機児童ゼロを目指して A 保育士の確保に努め、解消を図る



田之上健太議員

田之上議員

安田町は、サザンヒルズ桜坂をはじめ定住者対策にも取り組み、若い世代が増えてきたと思う。その中で、若い世代が子育てしやすいまちづくり、安心して生活できるまちづくりの一環で、子育て世代の負担軽減として保育料の無料を実施してきた。これは、

すぐく保育園に通わせる保護者の皆さんからも、ありがたい、助かったという意見を聞いた。しかし、子どもが生まれ、保育園に入れたいが入れないという意見も聞いている。

そこで現在、安田さくら園に待機児童はいるのか。また、保育士の確保対策はどうか。

山本教育長

入園の希望があるものの受け入れ態勢が整わず待機となっている児童は現在、0歳児3人となっている。

0歳児については、0歳児3人につき保育士1人が必要で、現時点でさくら園の0歳児は6人、保育士2人の体制で保育をしており、待機となっている。この0歳児3人の児童の受け入れにあたっては、保育士1人の新たな雇用が必要となる。

ご承知のとおり、保育士は全国的に不足しており、高知県、そして中芸地区においても同様で、公共職業安定所や人材バンク等での求人依頼はもちろんのこと、伝手を頼っての保育士の確保にも努めているが、いまだ待機児童解消には至っていない。

なお、施設面においては、0歳児は国基準に基づき10人が定員となっているので、それを超える園児の受け入れは、施設拡張という整備が必要と

なるが、現在待機中の児童については定員内で受け入れが可能であることから、引き続き保育士の確保に努め、待機児童の解消を図っていく。



待機児童が発生している0歳児教室

Q 小中学生の通学路の安全性は大丈夫か 補助金等の確保を行い、早期に対応を図る

田之上議員

本町の小学校、中学校を見ていると、ブロック塀を使用している部分がある。大阪北部地震でのブロック塀崩落事故により、ブロック塀の危険性が認知されてきたが、今後、どのように対策していくのか。

山本教育長

ご指摘のブロック塀については、本年6月、大阪北部地震での学校のブロック塀倒壊による痛ましい事故を受け、

本町でも、すぐに小中学校（学校長、教育委員会の事務局職員による目視での点検を行い、また、先月には、専門家による点検も行った。その結果、高さや控え壁などは、概ね基準に適合しているが、全体的に老朽化が進んでいる。小学校については、校舎の東側の道から高い位置にブロック塀があることから、早急に対応しなければならない。

また、小中学校ともに、現在のブロック塀をブロックで

はなく、より安全性の高いフェンスへの変更が望ましいと判断している。

今後は、

国・県の補助金等、財源の確保を図りながら、早期にかつ計画的に対応していくこととしている。

通学路の児童の安全については、防犯の観点からも原則として毎年度点検しており、本年度も警察関係者等も交えた合同点検を行い、併せて通学路安全対策連絡協

議会を活用し、通学路の安全対策を引き続き進めていく。



倒壊が心配されるブロック塀

各常任委員会の所管事項調査

総務教育・産業厚生両常任委員会は、このほど所管事項調査を行い、その結果を次のとおり議長に報告した。

総務教育常任委員会

日時 平成30年9月3日

調査事項

- ①平成29年度総務課・地域創生課・教育委員会的主要事業実績について
- ②平成30年度総務課・地域創生課・教育委員会的主要事業執行状況について
- ③町有財産(町有土地)について
- ④その他

経過

総務課、地域創生課、教育委員会から資料に基づき説明を受け、町有財産(町有土地)の現地調査を行い、協議の結果、次のとおりまとめを行った。

調査結果

- ◎防災・災害対策等補助制度(住宅用火災警報器購入補助等)については、住民に更なる周知を図ること。
- ◎学校教育施設におけるブロック塀の改修・改善等を早期に実施すること。

産業厚生常任委員会

日時 平成30年9月5日

調査事項

- ①平成29年度経済建設課・町民生活課の主要事業実績について
- ②平成30年度経済建設課・町民生活課の主要事業執行状況について
- ③町有財産(町有土地)について
- ④その他

経過

経済建設課、町民生活課から資料に基づき説明を受け、現地調査を行い、協議の結果、次のとおりまとめを行った。

調査結果

- ◎町有普通財産(町有土地)の適正管理並びに、利用計画に基づく不要土地の処分を図ること。
- ◎国民健康保険税にも直結する特定健診受診率の向上が見受けられるが、更なる工夫と啓発を図り、受診率の向上に努めること。

議会のつぎ

6 月

16日 北川村温泉ゆずの宿落成式
(北川村)

20日 移住促進住宅竣工式

21日 第2回中芸広域連合議会定例会
(中芸広域体育館)

25日 安田町人権教育研究協議会
総会

26日 一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会
総会
(田野町)

高知東部自動車道整備促進期成同盟会総会
(田野町)

国道493号線整備促進期成同盟会役員会・総会
(田野町)

5日 安芸郡町村議会議長会要望活動
(東京都)

11日 議員協議会
県議会副議長東部地域視察

7 月

19日 市町村議会議員研修
(高知市)

20日 第1回安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合議会臨時会
(奈半利町)

24日 第2回ごめん・なはり線活性化協議会総会
(安芸市)

25日 議会広報編集委員会
第2回安芸広域市町村圏事務組合議会定例会(安芸市)

31日 まちづくり協働委員会

8 月

19日 町内一斉道路愛護行動

20日 町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会
(高知市)

21日 森林管理道中芸北上線要望活動
(安芸市)

9 月

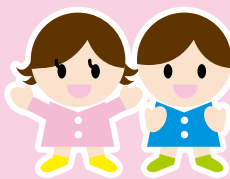
3日 総務教育常任委員会

5日 議員協議会
産業厚生常任委員会

7日 議会運営委員会

お父さん、お母さん、ありがとう！ ぼく、わたし、1歳になりました。

今月号では平成29年10月生まれの子どもを紹介します。
とびっきりの笑顔でデビューです。



大きく
なったでしょ！



10月10日生まれ

まのは
中島 万葉ちゃん

(東島)父:史博さん 母:愛さん
家族みんな、万葉のことが大好き。
笑顔の絶えない、素直で優しい女の子に育ってね。



10月14日生まれ

あやと
川谷 綾空くん

(安田)父:一貴さん 母:千里さん
これからも元気いっぱい遊んで
よく食べよく寝て大きく成長してね。



10月26日生まれ

まれ
小松 菜鈴ちゃん

(安田)父:雅史さん 母:志保さん
1歳の誕生日おめでとう！
すくすく元気に大きくなあれ。これからも
たくさん笑顔を見せてね♡

安田 文芸

(順不同)

川柳

休みあけ 通学児童 いきいきと

小松由加子

大荒の サーファー達の 肝だめし

西岡佐千子

セツトして 今日から秋の 風に会う

台風が みよりの秋を 連れていく

西岡 益子

蚊一匹 一緒に風呂は 恥ずかしい

ポケットを 全部出します 測定日

中 淑美

美味しいを いっぱい詰めて 荷作りす

おひとりのさま 二十四時間 ひとり占め

長戸 寿子

敬老会 長寿番付 目をみはる

台風を じっと待つ身の もどかしさ

清岡 恭子

節穴や 貰い損ねた 二百万

米寿でも 番付表に 遠きかな

なごみ

和通信

雲ひとつない青空に「あきあかね」が静かにとびかい、天高く空気も清涼感みなぎる晩秋です。

開催中の企画展「六世竹本土佐太夫の軌跡展」。連日多くの方々に、浄瑠璃の世界を満喫していただき、見応えのある素晴らしい企画となっています。展示会場には、スタッフが奔走して集めた初公開の資料と、文楽人形等でいっぱいです。

また、先月10月13日に行われた、竹本美園浄瑠璃公演会にも多くの方々にご来館いただき、浄瑠璃の醍醐味を堪能していただきました。

安田生まれの義太夫の名人、竹本土佐太夫の波乱に富んだ生涯の展示です。ぜひご来館くださいませ、お待ちしております。

安田まちなみ交流館・和

開館時間／午前9:00～午後5:00

企画展観覧料／200円

(高校生以下、障害者手帳提示者無料)

休館日／火曜日・年末年始

安田町大字安田1674-1 ☎・FAX 38-3047

安田町歴史・文化・観光ナビサイト なごみの旅

<http://yasuda-nagomi.com/>

